

事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 3 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

平素より、土地関係施策の円滑な執行に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10 月を土地月間と定めて各種広報活動を行っており、当課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っているところでございます。

つきましては、ポスター及びリーフレットを送付いたしますので、貴協会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html）にも掲載しておりますので、ご活用いただけますと幸いです。

今後とも、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に御協力くださいますようお願いいたします。

担当：国土交通省不動産・建設経済局土地政策課 寺側 TEL：03-5253-8111（内 30-434） 03-5253-8376（直通） FAX：03-5253-1558 E-mail：hqt-landuse1@gxb.mlit.go.jp
